

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

富岡町は平成29年4月1日に帰還困難区域を除く区域の避難指示が解除され1年が経過したところ。現在、町の居住者は684人（平成30年7月1日現在）、震災前の人口と比べると5%未満となっており、町民の帰還が直ぐには進まない状況にある。

また、町内の事業再開状況は、富岡町商工会加盟事業者467社中63社（平成30年4月1日現在）となっており、ゆるやかではあるが着実に進展している状況。業種としてはサービス業21社、続いて建設業18社、小売業・飲食業12社となっている。今後更に町内事業者の事業再開及び新規事業者の進出を支援していく必要がある。

このような状況下、現在、富岡町は富岡町災害復興計画（第二次）（平成27年6月策定）に基づき、産業再生・創出プロジェクトとして、「福島イノベーション・コースト構想」における拠点施設の誘致、産業集積を行うための産業団地の構築、再生可能エネルギー事業を活用したスマートコミュニティの形成等により、まちづくりを進めていくことを目標に掲げている。

その中で、平成29年4月に廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟（JAEA）が開所し、町は廃炉・ロボット関連の事業者等を誘致するべく、平成32年度供用開始を目標に富岡産業団地の整備を進めている。また、町内の約120haにおよぶ遊休地を有効活用するべく太陽光発電事業も実施している。

現在の富岡町内の中小企業者は、全町避難の影響を受けて避難指示解除後も町民の帰還が直ぐには進まない状況下、人材確保が困難となっている。その結果、事業者は賃金を上げて人材募集を行っているが、それでも人が集まらないという負のスパイラルに陥っている。この状況を打破しなければ事業者は事業存続が困難となり、更に町内の産業基盤が失われてしまう可能性がある。そのため人手不足を補う手段として、事業者の先端技術・設備等の導入し、作業工程の自動化・機械化等による生産性向上の支援を行なうことが町の役割である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、富岡町災害復興計画（第二次）に定められている産業再生・創出の達成を目指す。

これを実現するため、まずは計画期間中に5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

富岡町の産業は建設業、製造業、小売業・飲食業、サービス業等と多様な業種が富岡町の経済・雇用を支えているため、これらの産業を含め、事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、産業の設備投資を幅広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

富岡町の産業は、町の中心部から山間部まで広域に立地している。また、富岡町災害復興計画（第二次）（平成27年6月策定）に基づき、市街地連係ゾーン、農地の再生・活用ゾーン、産業集積ゾーンの各ゾーンで産業集積を進めている。

従って、これらの地域で事業者の生産性向上を幅広く支援する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

富岡町の産業は建設業、製造業、小売業・飲食業、サービス業等と多様な業種が富岡町の経済・雇用を支えているため、これらの産業を含め、事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画は、対象業種を全業種とする。

労働生産性を向上するための事業者の取組は、新製品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多岐にわたることから、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業は全て対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国の同意を得た日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

以下のいずれかに該当する事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業者。

- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行う事業者。
ただし、富岡町が適当と認めた事業を行う事業者はこの限りではない。
- ③町税等の滞納がある事業者。

（備考）

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。